

序論 鳴門市都市計画マスタープランの策定について

1. 鳴門市都市計画マスタープランの基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

本市の都市計画は、平成9年（1997年）度を初年度とし、平成28年（2016年）度を目標年次とする「鳴門市都市計画マスタープラン」を平成11年（1999年）3月に策定し、都市づくりの基本目標である「多様な交流の中で市民がきらめき豊かさを創造する鳴門」をめざし、都市づくりを進めてきました。

しかし、都市計画マスタープランの策定から概ね10年が経過し、この間、高松自動車道の開通や四国横断自動車道の阿南～鳴門間の整備が着手されるなど、本市を取り巻く交通体系は大きく変化しています。また、近年、中心市街地の空洞化や都市機能の郊外への流出が問題となつたことから、まちづくり三法の見直しが行われ、これに伴う都市計画法の改正により開発許可の要件が変更されるなど、都市計画制度にも大きな変化が生じています。さらに、地方においては人口減少社会の到来が現実のものとなるとともに、近年の地方分権の大きな流れの中で、住民と市町村が一体となってまちづくりを進めることができます。

このような社会経済情勢の変化や時代の潮流をふまえ、都市づくりの将来ビジョンを確立し、個別具体的な都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするため、鳴門市都市計画マスタープランを策定します。

1-2 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映しながら、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施策の計画等を総合的に定めるものです。

1-3 計画の期間と区域

都市計画マスタープランの計画期間は、平成23年（2011年）度を初年度とし、平成42年（2030年）度を目標年次とする20か年とします。ただし、計画期間中、社会経済情勢が大きく変化した場合や関連する重要な計画が策定されたときなどに、必要に応じた見直しを適宜行うものとします。

都市計画マスタープランの対象となる区域は、鳴門市全域とし、都市計画区域外である北灘町も含むものとします。